

「三重県環境基本計画(中間案・改訂版)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果

1 意見募集期間 平成23年10月1日から平成23年10月31日まで

2 意見募集の結果

(1) 意見書数 1件

(2) 意見数 2件

3 意見の概要

番号	該当箇所	意見概要	意見反映結果等
1	計画全般 への ご意見 良好な景観 の形成	<p>良好な景観の形成に対する意見： 環境基本計画に寄せられた県民の意見をどの程度取り入れるのか、県民へ情報提供する必要がある。行政と県民は協議・協働の場を設けて、県民が主体となって環境基本計画を作成することが市民参画といえるだろう。</p>	<p>今回実施しました環境基本計画に対するパブリックコメントについての計画への反映結果は、ホームページ等で公表していきます。</p> <p>また、三重県環境基本条例第9条において、環境基本計画は、パブリックコメントによって、県民の皆さんのご意見をお聴きするほか、三重県環境審議会や市町長からの意見を聴いたうえで、三重県議会の議決を経て定めることとされています。こうした仕組みによって、県民の皆さんのご意見を環境基本計画に反映していくこととなります。</p> <p>また、環境保全の取組への県民の皆さんの参画は、大きな課題であると考えており、「みえ県民カビジョン」の考え方や三重県環境審議会(環境基本計画部会)などからのご意見も踏まえて、第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり 第4章 計画の推進 の中で、行政だけでなく県民や事業者などの皆さんそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出していこうという考え方である「協創」によって、三重県のより良い環境を実現していくことを記述しています。</p> <p>具体的な取組における、県民との「協創」については、この計画を推進していく中で実現していきたいと考えています。</p> <p>なお、表題として記述いただいた施策「良好な景観の形成」は、環境基本計画においても重要な施策と位置づけ、基本的な取組み方向などを記述しております。</p> <p>「良好な景観の形成」に関しては、本県の全域にわたり見られる、海・山・川などの豊かな自然的景観、街道・まち並みなど先人たちがつくりあげてきた歴史・文化的景観、市街地・地域の産業といった社会・経済的景観などの良好な景観を、将来にわたって保全、維持していこうとする取組です。こうした取組にあたっては、地域の皆さんが主役となって景観づくりのための活動が展開されることが大切であり、地域と市町、そして県が協働するかたちで取組を進めていくことが重要と考えています。</p>
2	計画全般 への ご意見 計画の進 行管理	<p>計画の進行管理に対する意見： 環境基本計画の趣旨に違反する行為が発生し、かつ、県民が環境を享受する権利を侵害された場合、県民はどのようにして、自分の権利を主張するのか。 こうした場合における行政手続きの方法も明記すれば、市民ももっと積極的に行政と協働するようになるのではないか。</p>	<p>環境基本計画は、三重県における環境の保全についての基本的な取組の方向をお示しするものであり、大気環境などの個別具体的な規制を行うものではありません。</p> <p>環境の汚染などによって、県民の皆さんの生活環境に支障が生じている、または、生じるおそれがある際には、調査のうえ、状況により個別の法律や条例に基づき対応できる場合がありますので、三重県の各農林水産商工環境事務所等にご相談ください。</p> <p>また、環境保全の取組への県民の皆さんの参画は、大きな課題であると考えており、「みえ県民カビジョン」の考え方や三重県環境審議会(環境基本計画部会)などからのご意見も踏まえて、第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり 第4章 計画の推進 の中で、行政だけでなく県民や事業者などの皆さんそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出していこうという考え方である「協創」によって、三重県のより良い環境を実現していくことを記述しています。</p> <p>具体的な取組における、県民との「協創」については、この計画を推進していく中で実現していきたいと考えています。</p>